

「建設工事請負契約約款」新旧対照表

改 正 案	現 行
建設工事請負契約書	建設工事請負契約書
1 工事名	1 工事名
2 工事場所	2 工事場所
3 工期 自 年 月 日 至 年 月 日	3 工期 自 年 月 日 至 年 月 日
4 請負代金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)	4 請負代金額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5 契約保証金	5 契約保証金
<u>6 建設発生土の搬出先</u> <u>建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおりとする。</u>	(新設)
<u>7 解体工事に要する費用等</u> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 13 条第 1 項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式 3 号のとおりとする。 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。	<u>6 解体工事に要する費用等</u> 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)第 13 条第 1 項の規定に基づく解体工事に要する費用等の記載については、別添様式 3 号のとおりとする。 上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。 本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。
発注者 住所 氏名	発注者 住所 氏名
受注者 住所 氏名	受注者 住所 氏名

「建設工事請負契約約款」新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第31条 省略</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>（以下この条において「<u>工事目的物等</u>」という。）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であつて第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>損害の額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>以下この条</u>において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p> <p>5 省略</p>	<p>第1条～第31条 省略</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第32条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは<u>建設機械器具</u>に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第57条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。</p> <p>3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であつて第15条第2項、第16条第1項若しくは第2項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>額</u>に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（<u>第6項</u>において「<u>損害合計額</u>」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 省略</p>

「建設工事請負契約約款」新旧対照表

改正案	現行
<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、<u>「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」として</u>同項を適用する。</p> <p>第33条～第44条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第45条 省略</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11)受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者その他経営に実質的に関与している者を</u>、受注者が法人である場合には<u>その役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号に<u>おいて</u>同じ。)が<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p>(削除)</p> <p><u>ロ 役員等が</u>、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>している</u>と認められるとき。</p> <p><u>ハ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関</p>	<p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは、「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p> <p>第33条～第44条 省略</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第45条 省略</p> <p>(1)～(10) 省略</p> <p>(11)受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号及び次項において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>イ 役員等(受注者が個人である場合には<u>その者を</u>、受注者が法人である場合には<u>その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者</u>をいう。以下この号に<u>ついて</u>同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められるとき。</p> <p><u>ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p> <p><u>ハ 役員等が</u>自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなど<u>した</u>と認められるとき。</p> <p><u>ニ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関</p>

「建設工事請負契約約款」新旧対照表

改正案	現 行
<p>与していると認められるとき。</p> <p><u>ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている</u>と認められるとき。</p> <p>ホ <u>役員等が</u>、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第46条～第60条 省略</p>	<p>与していると認められるとき。</p> <p>(新設)</p> <p>ホ <u>役員等が</u>暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>へ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。</p> <p>第46条～第60条 省略</p>